

資料2 輸送の安全を確保するための取組みが適正かどうか等について確認した保安監査における行政指導に対する主な改善報告

担当局	発出先	発出者	通知	指導内容	報告	主な改善報告内容
北海道運輸局	株式会社阿寒ロイヤルパレイ	北海道運輸局長	H19.8.15	<p>平成19年8月6日及び7日に実施した保安監査の結果、索道の整備に関する規程が遵守されていないこと等が認められた。</p> <p>これは、貴社の安全統括管理者及び索道技術管理者としての輸送の安全の確保に対する取組みが十分でなかったといわざるを得ない。</p> <p>よって、安全の確保について経営トップ自ら率先して再確認するとともに、併せて下記の事項について改善を指示する。</p> <p>〔指示事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 安全管理規程に基づく安全統括管理者及び索道技術管理者の職務を遵守し、適正な業務体制を構築すること。</li> <li>2. 定期検査の確実な実施並びに実施結果に基づく使用の可否の判断を的確に行う等、安全を最優先とした経営管理部門から現場に至るまでの施設管理体制を再構築すること。</li> <li>3. 索道整備細則に定める検査を確実に実施し、その結果を記録すること。</li> </ol>	H19.9.12	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 安全管理規程を見直し、社長の索道技術管理者兼務を取りやめ、新たに索道技術管理者を選任し業務体制の再構築を図った。また、これに伴い安全管理規程に関しても改正して提出した。</li> <li>2. 定期検査においては、実施日を予め定めて社内内に周知し、始業点検、1月検査、12月検査を新しい業務体制に基づき、平成19年度スキー場オープン当初より確実に実施するとともに、使用の可否の判断についても索道技術管理者が的確に行い、点検簿にその結果を記録する。また、索道技術管理者は、検査結果を安全統括管理者へ報告し、現場と管理部門の意思の疎通を図りながら、安全を最優先とした事業運営を行う。尚、検査の実施状況については、定期的に写真撮影を行い、検査の記録とあわせて保存する。</li> <li>3. 索道整備細則に定める検査について索道技術管理者から従業員へ周知を図るとともに、検査項目・検査方法の再確認を行い、整備細則に基づいて確実に検査を実施する。尚、平成19年度より索道整備細則に関する説明会をスキー場オープン前に2回実施する。また、検査の記録については、索道技術管理者が確実に記録する。</li> </ol>